

コロナ禍で一層重要性が増す労働者協同組合法成立

厚生労働省は、都道府県労働局への聞き取りやハローワークに寄せられた相談・報告等をもとに、新型コロナウイルス感染症を理由として解雇等が見込まれる労働者数を公表している。その数は日を追うごとに増え、2020年10月16日現在集計分で累計で6万6,593人となっている。ただしこれは網羅的な調査ではないため、実際にはもっと多くの人が職を失っている可能性が高い。一方で、20年6月24日付の日本経済新聞は、新型コロナウイルス感染問題を機に、インターネット経由で企業や個人から単発の仕事を請け負う「ギグワーカー」が増加し、専用仲介サイトの新規登録者数は20年上半期に延べ100万人増えたことを伝えている。こうした働き方は、手軽に時間やスキルを有効活用できるというメリットがある反面、働き手はフリーランスとして扱われ、雇用労働者と同様の権利が守られないこともある。

そうした状況のなか、20年6月12日に「労働者協同組合法案」が衆議院へ提出され、秋の臨時国会で成立することが期待されている。労働者協同組合は、個人が出資して事業を立ち上げ、自ら働き、経営にも参画する協同組合である。日本では、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブなどの活動実態があり、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会に加盟する介護・子育て・清掃・第一次産業・若者支援などの事業所では、17年度には1万4,535人が働いていた。しかし、設立根拠となる法律がない状態が続き、長い間法制化を目指した運動が行われていた。

前述のとおりコロナ禍で雇用の不安定さが増しているため、法制化により労働者協同組合の設立が容易になり、その活動が一層活発化することへの期待はより大きくなっている。特に近年、インターネット上で取引相手を結び付ける「デジタルプラットフォーム」の急速な拡大が引き起こした問題を解決するため、諸外国で設立が進んでいる「プラットフォーム協同組合」に、労働者協同組合が多く含まれていることは注目に値する。

20年7月7日付ニューヨークタイムズに掲載されたMichaela Haas博士による「When Someone Hires Me, They Get the Boss Herself」という記事では、アプリで顧客からの申込みを受け付け、清掃サービスを提供するUp & Goというプラットフォーム協同組合について伝えている。記事で紹介されているタピアさんをはじめとする51人の働き手は皆ラテンアメリカ系移民で、労働者協同組合の組合員である。タピアさんは、個人でチラシを配り家政婦やベビーシッターの仕事をしていたが、Up & Goに加わり熟練の働き手として仕事をするようになり、以前の約2倍の時給を得られるようになった。一般的なギグワーカーと異なり、労働者としての権利も保護されている。コロナ禍においては、労働安全衛生庁認定のトレーナーから訓練を受け、自分自身と顧客の安全を守るために防護服を正しく着用し、安全性の基準を確立することを学んだほか、家庭向けではなく事業所向けの仕事をすることでロックダウンの間の減収分の一部を賄ったという。

歴史を振り返れば、大きな困難に直面すると、人々は結集して協同組合を設立し対応してきた。コロナ禍という未曾有の危機に見舞われるなかで、労働者協同組合法が成立しようとしていることへの期待は大きい。

（（株）農林中金総合研究所 調査第一部長 重頭ユカリ・しげとう ゆかり）